



令和5年度福岡県外国人介護人材

受入れ施設等環境整備事業 を実施します！



福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課
 介護人材確保対策室
 T E L : 092 - 643-3327
 E-mail : k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp

事業概要

外国人介護職員を受け入れる（予定を含む）施設等（以下「受入れ（予定）介護施設等」という。）又は、外国人留学生在が在籍する介護福祉士養成施設（以下「受入れ養成施設」という。）が、以下事業を実施した場合に要する経費を補助します。

① 受入れ（予定）介護施設等を対象としたもの

ア 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

- 外国人介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の購入
- 多言語翻訳機の購入又はリース
- 外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）
- 職員の異文化理解の教育・研修

イ 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

- 介護福祉士資格取得を目指すために必要な教材の購入
- 外国人介護職員を対象とした外部講習等への参加、日本語講師による教育

ウ 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

- 孤立防止やホームシック等メンタルケアに必要な取組
- 地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催

② 受入れ養成施設を対象としたもの

在籍する留學生に適切な教育を行うための教員の質の向上に必要な取組

- 留學生の指導方法等に関する教育の手引きの作成
- 教員の異文化理解の研修の受講

【補助額】

実施する事業	補助率	補助上限額
① 受入れ（予定）介護施設等を対象としたもの	2 / 3	20 万円 (1施設あたり)
② 受入れ養成施設を対象としたもの	10 / 10	55 万円 (1施設あたり)

対象経費

補助事業の実施に必要な次に掲げる経費

賃金※、報償費、旅費、需用費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料、通訳料、翻訳料）、賃借料及び使用料、委託料、備品購入費、負担金

※②受入れ養成施設を対象としたものについて、賃金は補助対象外

補助対象期間

補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとします。ただし、物品の購入又はリースを行うことにより取組が完了するものについては、交付決定のあった日から3月31日までとします。

Q & A

① 受入れ（予定）介護施設等を対象としたもの

Q 1. 外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか？

A 1. 交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外としますので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域との交流会等についても同様とします。

Q 2. ホームシック対策として、インターネット回線を引いて母国と連絡を取れるようにしたいが、この場合は対象となるか？

A 2. インターネット回線は、母国との連絡手段以外にも様々な用途に用いられるため、明細書等から当該事業の経費のみを明確に区分することができないことから補助対象外です。

Q 3. 物品の購入又はリースを行うことにより取組みが完了するものとは何か？

A 3. 多言語翻訳機や参考書等の購入のみを行う場合であり、その場合は、交付決定後に購入及びリースしたものが補助対象となります。

ただし、施設内で勉強会を開催しており、その一連の取組の中で参考書を購入する場合等は、交付決定の時期にかかわらず補助対象とします。

Q 4. 外国人介護職員の範囲は？

A 4. 在留資格の種類にかかわらず対象となります。

Q 5. 在留資格「特定技能（介護）」取得のために必要な試験の受験に係る費用は補助対象となるか？

A 5. 原則、補助対象外ですが、在留期間中の技能実習生や留学生を受け入れる場合、「特定技能（介護）」取得が、将来の介護福祉士資格取得のために必要なことを示した人材育成計画を添付書類として提出された場合、受験対策及び受験に要した費用を補助対象とします。

② 受入れ養成施設を対象としたもの

Q 1. 留学生に対する日本語学習の課外授業や個別指導を実施した場合は対象となるか？

A 1. 当該事業は教員の質の向上を行う取組が対象となりますので、留学生を対象とした取組を行う場合は「福岡県外国人留学生等の参入促進事業」の活用をご検討ください。